

日本在宅医学会・在宅医療研修プログラム研修者用マニュアル

1 在宅研修施設での研修

1) 在宅研修施設での研修期間

在宅研修施設での研修期間は一年以上必要です。

2) 研修者の訪問診療単位

研修者は、研修期間中（一年以上にわたって）、1単位を半日として週4単位以上の訪問診療の研修を行わなければなりません。また、複数施設でプログラムを共有し、研修者が2つ以上の医療機関で研修を行う場合は、研修医の主に所属する研修施設での週3単位以上の訪問診療の実務研修を含む週4単位以上の訪問診療の実務研修を行う必要があります。

3) 研修の中断

何らかの理由で、研修が中断した場合、あるいは研修を中止した場合は、研修者は、その旨を専門医委員会にとどけることができます。この場合の研修者の救済処置については、専門医制度委員会が個別に検討します。

2 ポートフォリオ作成について

- 1) ポートフォリオについては、必須項目（がんの疼痛緩和と認知症）を含む10領域15項目を作成します。
- 2) 提出するものは、領域、テーマ、このテーマを取り上げた理由などを記した一覧表とポートフォリオ作品（A3、1枚にまとめる）です。
- 3) ポートフォリオ作成については、別紙の「在宅医療研修におけるポートフォリオ作成の手引き」を参照して下さい。

3 診療記録について

- 1) 診療記録は、主治医として診療した30例の診療の一覧を別紙ファイル（ホームページよりダウンロード）に記入して提出します。
- 2) 症例については、以下の二点が必要です。
 - (1) ①がんの在宅緩和医療の領域、②認知症を含む高齢者ケアの領域、③神経難病・内部障害・小児若年障害者の3領域をそれぞれ3症例以上を含むこと
 - (2) 在宅看取り例3例を含むこと

4 専門医試験について

1) 専門医試験の申請について

- (1) 研修プログラムの研修者の申請書類の受付は、申請書のみ1月に申請を行い、ポートフォリオ・症例報告・他施設交流終了証明書などの資料は、3月に提出を行います。
- (2) 研修プログラムを3月末までに修了した者が試験の対象となります。
従って、同じ時期にプログラムを開始しても、期間が長いプログラムの研修者の専門医試験受験は、期間の短いプログラムの研修者より、遅くなることがあります。
- (3) 研修者の申請に必要な書類は以下のとおりです。
学会ホームページからダウンロードできます。
 - ① 認定専門医資格審査申請書 履歴書 (1月申請)
 - ② 医師免許証のコピー (3月提出)
 - ③ 宣言書 (3月提出)
 - ④ 他施設交流研修修了証明書 (3か所)
 - ⑤ ポートフォリオ (10領域 15項目) (3月提出)
ポートフォリオ一覧表とポートフォリオ(A3、一テーマ一枚)
 - ⑥ 症例一覧 (30例) (3月提出)
 - ⑦ 在宅研修施設の研修終了証明書 (3月提出)
 - ⑧ 内科研修修了証明書 (半年以上) (3月提出)
卒後臨床研修修了書、内科学会認定医・専門医証あるいは家庭医療学プログラム研修修了書など研修に半年以上の内科研修を含む修了書等のコピーでも可。
 - ⑨ 緩和ケア研修証明書 (緩和ケア研修免除者は不要) (3月提出)

2) 一次審査

一次審査は、上記の提出物による書類審査を行います。

3) 二次審査

二次審査として、以下の筆記試験とポートフォリオ面接を、5月から7月に実施します。

- (1) 筆記試験は、主として多分野の知識を問う多肢選択問題 (MCQ) と問題解決のための知識を問う臨床問題からなる筆記試験を行います。筆記試験の準備 (知識学習) についても計画的に実施されることをお勧めします。

本試験では、MCQを30題 (2点*30)、臨床記述問題 3題 (40点) で作成します。MCQは幅広い知識を持っているかどうかを、臨床記述問題は、実践的な知識、思考過程を問います。

臨床記述問題のうち、1題は、緩和や認知症などメジャーな分野から出題されます。

- (2) ポートフォリオ面接では、研修期間中に作成した15項目のポートフォリオの中から

ら 2～3 項目を抽出し、複数の面接官と質疑応答を行い、一定の評価基準で評価します。

5 他施設交流研修についての手順

1) 他施設交流研修の研修先について

他施設交流研修の研修先は、研修者がプログラム責任者、指導医と相談の上、選定してください。(他施設交流研修先が従来の往診同行プログラム指導施設か否か、研修先の指導責任者が学会員であるか否かを問いません。)

ただし、研修受け入れの交渉、連絡調整はそれぞれの責任で行うものとし、基本的に学会として斡旋、紹介は行いません。

2) 他施設交流研修の実施手順

- ① 研修プログラム期間内に 3 カ所以上の他施設交流研修を行います。一か所の他施設交流研修の最低単位は半日程度とします。
- ② 研修を行う医療機関は、指導医、プログラム責任者と相談して決定し、研修受け入れの交渉、連絡調整を行います。
- ③ ホームページから他施設交流研修修了証明書をダウンロードし、それを研修施設に持参し、研修先の指導責任者に記銘、押印を依頼します。
- ④ 研修者は、他施設交流研修終了後 1 か月以内に終了証明書を学会事務局に届け出(コピーを F A X する)を行います。
(研修が研修期間中に行われたことを確認するためですので、必ず行ってください。研修終了後 1 カ月以内に、専門医制度委員会に届け出されていない他施設交流研修は研修実績として認められないこともありますので、ご注意ください。)
- ⑤ 研修者は、専門医試験申請時(3 月)に他施設交流研修修了証明書 3 枚(3 施設分)を専門医制度委員会に提出します。

6 緩和医療研修について

研修者が主に所属する在宅研修施設の年間看取り数が 10 名に満たない研修施設では、在宅医療研修開始前、あるいは在宅医療研修修了までに、3 か月相当の緩和ケア研修を行う必要があります。

3 か月相当とは、実質 50 日～70 日に相当する研修とします。

《具体例》

- ① 在宅研修前後に、月～金まで 3 カ月間、緩和ケア病棟で研修を行う
(月 20 日として 60 日前後)
- ② 週 1 回の緩和ケア研修を一年間行う(52 日)など

7 指導医大会について

- 1) 指導医大会は日本在宅医学会大会開催中と秋季の年2回開催します。
- 2) 秋の指導医大会は、「研修プログラム交流会」として実施し、指導医、研修者がともに参加できる場とします。
- 3) 日本在宅医学会大会時に開催される指導医大会は、主に指導医が参加する場とします。ただし、在宅医学会大会には、研修プログラムやポートフォリオ発表のポスターセッションも設けますので、研修者はポスターセッション等での発表を積極的に行ってください。

8 在宅医学会加入について

- 1) 在宅研修プログラムでの研修を行う医師で、本学会員でない者は、速やかに学会に加入する必要があります。